

徳島労働局発表
平成22年6月3日

担当	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 辻 政司 監察監督官 新居 明 電話 088-652-9163
----	---

平成21年に実施した定期監督等の実施結果 (62.3%の事業場に法違反)

- 定期監督等を実施した事業場の62.3%に法違反
- 保健衛生業、運輸交通業で違反率が高い
- 労働時間、割増賃金の違反率が高い

徳島労働局（局長 加藤敏彦）は、平成21年に管内の4労働基準監督署が実施した定期監督等（※）の実施結果を取りまとめた。

その結果、平成21年に定期監督等を実施した767事業場のうち478事業場（違反率62.3%）に労働基準関係法令の違反が認められた。

違反率の高い業種は、保健衛生業（77.9%）、運輸交通業（75.6%）、商業（73.0%）などとなっている。

主要な法違反についてみると、労働基準法関係では、労働時間に関する違反が175件、割増賃金の不払い等が139件などとなっており、労働安全衛生法関係では、健康診断の未実施等が87件、機械や設備の安全基準に関する違反が76件などとなっている。（別表参照）

徳島労働局及び労働基準監督署は、引き続き、県内の労働者が安心してかつ安全に働くことができる労働環境を確保するため、監督指導等を積極的に実施することとしている。

また、重大・悪質な法違反が認められた事業場については、司法処分を行うなど厳正に対処していくこととしている。

（※）定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。

主要な法違反の状況

※1つの事業場で複数の違反があるため、違反件数の合計は違反事業場数に一致しない。

1 労働基準法関連

① 労働時間〔労働基準法第32条・40条〕 175件

→ 59件(33.7%)が製造業、49件(28.0%)が保健衛生業

〔事例〕

時間外又は休日労働に関する協定届(36協定)を労働基準監督署に届けることなく法定労働時間を超えて労働させている。また、協定届の範囲を超えて時間外労働を行っている。

② 割増賃金〔労働基準法第37条〕 139件

→ 38件(27.3%)が製造業、37件(26.6%)が保健衛生業

〔事例〕

時間外労働、深夜労働を行っているのに、割増賃金(通常賃金の2割5分以上)を支払っていない。

③ 就業規則〔労働基準法第89条〕 78件

→ 34件(43.6%)が保健衛生業

〔事例〕

常時10人以上の労働者を使用しているが、就業規則を作成し、労働基準監督署に届けていない。

④ 労働条件の明示〔労働基準法第15条〕 74件

→ 26件(35.1%)が保健衛生業

〔事例〕

雇入れ時に労働条件を書面で明示していない。あるいは、一部の労働条件しか明示していない。

2 労働安全衛生法関係

① 健康診断〔労働安全衛生法第66条〕 87件

→ 34件(39.1%)が製造業

〔事例〕

常時使用する労働者について、1年に1回、健康診断を実施していない。

② 安全基準〔労働安全衛生法20条～25条〕 76件

→ 35件(46.1%)が製造業、34件(44.7%)が建設業

〔事例〕

機械や設備が安全基準を満たしていない。

別表

平成21年 定期監督等の実施状況・主要な違反状況(違反件数)

1つの事業場で複数の違反があるため、違反件数の合計は違反事業場数に一致しない。

	定期 実施 監督等 事業場 数	違反 事業場 数	違反 率(%)	労働基準法関係								労働安全衛生法関係						使用 停止 等命令 (※) 対象 事業場 数
				15条	24条	32条 40条	35条	37条	89条	108条	20~25条	45条	59条 60条	61条	65条	66条		
				労働 条件の 明示	賃金 不払	労働 時間	休日	割増 賃金	就業 規則	賃金 台帳	安全 基準	衛生 基準	定期 自主 検査	安全 衛生 教育	就業 制限	作業 環境 測定	健康 診断	
全体	767	478	62.3	74	26	175	20	139	78	62	76	9	28	6	10	10	87	13
工業的業種	435	257	59.1	19	15	75	7	50	26	15	71	9	25	6	10	10	42	12
製造業	218	146	67.0	13	9	59	4	38	18	9	34	8	16	4	4	9	34	8
建設業	171	77	45.0	0	2	4	1	2	1	1	35	0	8	2	6	0	0	3
運輸交通業	41	31	75.6	5	3	11	2	10	7	5	1	0	1	0	0	0	8	0
非工業的業種	332	221	66.6	55	11	100	20	89	52	47	5	0	3	0	0	0	45	1
農林業	23	10	43.5	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	2	1
商業	74	54	73.0	12	5	34	4	30	10	12	0	0	1	0	0	0	12	0
保健衛生	145	113	77.9	26	1	50	8	37	34	28	1	0	0	0	0	0	20	0
接客娯楽	21	15	71.4	4	0	10	0	9	4	4	0	0	0	0	0	0	7	0
その他の事業 (※)	44	11	25.0	3	3	4	1	5	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0

※ 平成21年における定期監督等の実施件数が20件を超えた業種を列挙した。

列挙していない業種は、「鉱業」「貨物取扱」「畜産水産業」「金融広告業」「映画・演劇業」「通信業」「教育研究」「清掃・と畜」「官公署」

※ 「その他の事業」・・・警備業、派遣業など

※ 「使用停止等命令」・・・労働災害の未然防止のために労働基準監督署長が行う機械設備の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等の命令